

- 平成27年度 収入支出決算のお知らせ P2~3
- 人間ドック P4
- 被扶養者健診の受診確認にご協力ください P4
- 会社で受診するがん検診 P5
- 郵送によるがん検診 P5
- クックパッド症状別レシピ配信 P5
- 嵯峨保養所 P6
- インフルエンザ予防接種 P7
- ヘルシーカード P7
- ジェネリック医薬品 P7
- マイナンバー（個人番号）収集方法のご連絡 P8
- 柔道整復師の医療費通知書をお届けしています P8
- 被扶養者の現況確認を実施しています P8

ご家族と一緒に
お読みください。



平成28年11月 健康保険証がカードに替わります

NEW

平成28年11月より、健康保険証を紙からカードに切替えます。

カードの健康保険証は、被保険者・被扶養者1人につき1枚となりますので、健康保険証にお名前のある方の人数分のカードを、世帯毎に封筒に入れお手元に届けます。カードがお手元に届きましたら裏面に住所を記入いただき、紙の健康保険証は速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

紛失されている場合は紛失届の提出が必要ですので、当健保ホームページからダウンロードし、提出してください。

なお、臓器提供の意思表示については任意となりますので、各自ご検討の上、記入をお願いします。

法改正のお知らせ 平成28年10月から健康保険法の一部が変わります

NEW

★ 短時間労働者（パート・アルバイト）で一定の条件を満たす方は、健康保険の適用になります。

現在、扶養に入っているご家族が、パート・アルバイト先から健康保険証を受領された場合は、5日以内に当健保の扶養から外す手続きをしてください。

★ 兄弟の被扶養者認定条件が緩和されます。

同居していない兄弟についても、収入相当および生活費相当を送金している場合は、扶養に入れることができます。

インターネットで「オムロン健康保険組合」と検索してください。 [オムロン健康保険組合](http://www.omron-kenpo.org/) または <http://www.omron-kenpo.org/>

マイナンバー（個人番号）収集方法のご連絡

健康保険組合は、マイナンバーを取り扱う者（個人番号利用事務実施者）として、マイナンバーの収集が求められています。この制度に基づき、**当健保でもマイナンバーの取扱いをスタートします。**

その準備段階として、平成29年1月1日、在籍されている被保険者・被扶養者のマイナンバーを下記の方法で取得する予定です。

柔道整復師の医療費通知書をお届けしています

柔道整復師に長期的に受療されている方、金額の多い方を対象に、平成28年8月、医療費通知書を発行しています。受診履歴をご確認いただき、保管されている領収書と自己負担額を照合するなど、柔整からの請求が正しくなされているかチェックしてください。

皆さまからいただいている保険料を適正に使えるように、当健保でも医療費の適正化に努めています。皆さまのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

被扶養者の現況確認を実施しています

7月、現役の方には「被扶養者現況確認書」を送付し、既に書類のご提出をいただきました。また、退職者の方には **9月30日を期限**としてご提出をお願いしています。

当健保では、現在ご提出いただいた書類より、健康保険法に定められている扶養認定の条件を満たしているか確認を進めています。必要書類が不足している方には書類の提出をお願いしたり、必要書類だけでは扶養認定の判断ができない方には、詳細状況を伺う場合もございます。引き続きご協力をよろしくお願い致します。

- 1) 被扶養者が就職して健康保険が付いている場合は、速やかに扶養から外す手続きをしてください。
- 2) 被扶養者の扶養認定基準収入が過去・将来ともに以下の金額であれば、扶養の事実が認められます。
 - ・ 60歳未満の場合： 年収が将来にわたって130万円未満であること
 - ・ 60歳以上、または、60歳未満で障害年金受給者の場合： 年収が将来にわたって180万円未満であること※ 収入とは、給与だけでなく、年金（老齢に限らず退職・遺族・障害など全て）、株、事業、不動産等、全ての合算となります。
- 3) 被保険者と被扶養者が別居をしている場合は、生計維持関係があれば扶養の事実が認められます。具体的には、被保険者から被扶養者へ定期的を送金が行われていることを条件とします。**（手渡しは認められません）**
- 4) 夫婦はセットで考えます。母を扶養して父

オムロン健康保険組合